

# 経済産業省

20230309保局第5号  
令和5年3月10日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が発生しています。

最近の事故事例では、塗装事業者が瞬間湯沸器の排気トップ部を養生シートで覆ったことで、未燃ガスが機器内部に滞留し、点火スパークにより未燃ガスへ引火したことでパイプシャフト扉が開き、近くにいた需要家1名が負傷する事故（2022年5月）がありました。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- 2 やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 3 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

(参考資料)

- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ